

台風時の保育実施について

台風時における保育園の開園と臨時休園について、「暴風警報の発令と解除」を基準に保育の実施と臨時休園を判断します。

■ 保育実施の考え方

臨時休園の判断基準

暴風警報が発令されたとき

開園の判断基準

暴風警報が解除されたとき

1 台風が近づき、本島中南部に暴風警報が発令されたとき

午前7時前に発令されたとき

臨時休園になります

保育中に発令されたとき

保護者の方は速やかに園児のお迎えをお願いいたします。

2 台風が離れ、本島中南部の暴風警報が解除されたとき

暴風警報の解除時刻	午前6時前に解除	保育を実施します。 ※通常通り	給食あり ※一部献立の変更あり
	午前6時以後～午前9時前に解除	保育を実施します。 ※暴風警報の解除時刻からおおむね1時間後より受入れます。	給食あり ※軽食程度
	午前9時以後～午後2時前に解除		給食なし ※お弁当持参、もしくは家で昼食を済ませて登園
	午後2時以後に解除	臨時休園になります。	